

横須賀市障害福祉相談員設置要綱

(総則)

第1条 本市内の障害者及びその家族の実態を把握し、障害者の療育、生活等の相談に応じ、必要な助言等を行うため、本市に横須賀市障害者福祉相談員（以下「相談員」という。）を置く。

(業務)

第2条 相談員の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市内の障害者及びその家族の実態を把握し、障害福祉実践活動の推進を図ること。
- (2) 障害者の養育、生活等に関する相談に応じ、必要な助言を行うとともに、日常的援助活動を行うこと。
- (3) 障害者の施設入所、就学、就職、施設利用等に関し、関係機関に協力すること。
- (4) 行政機関及び関係団体（社会福祉協議会、障害福祉団体、民生委員児童委員協議会等）と連携し、及び協力し、障害福祉の向上を図ること。
- (5) 障害福祉関係情報の提供及び行政に対する課題の提起を行うこと。
- (6) その他市長が必要と認める業務

(定数)

第3条 相談員の定数は、41名とする。

(資格)

第4条 相談員は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 障害福祉全般について理解があり、健康で人格識見が高く社会的信望が厚いこと。
- (2) 福祉社会づくりに熱意をもち、奉仕的精神のもとに活動でき、年齢が委嘱時において70歳以下であること。
- (3) 地域及び福祉サービスを必要とする人々の実情に精通していること。
- (4) 民生委員又は児童委員の職にないこと。
- (5) 身体障害当事者又は身体障害者若しくは知的障害者の保護者等であること。

(任期)

第5条 相談員の任期は、2年とする。ただし、欠員に伴う補充者の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考及び推薦)

第6条 相談員については、横須賀市福祉事務所長（以下「所長」という。）

がこれを選考し、市長に推薦するものとする。

(委嘱)

第7条 市長は、前条の規定により推薦された者のうち、適当と認められる者を相談員として委嘱するものとする。

(服務)

第8条 相談員は、その業務の遂行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 常に公正であること。

(2) 個人の人格を尊重すること。

(3) 職務上知り得た秘密事項を漏らさないこと。その任期終了後も同様とする。

(4) 常に身分証明書(第1号様式)を携帯すること。

(解嘱)

第9条 市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当する場合は、所長の意見を聞いたうえで、解嘱することができる。

(1) 職務の遂行に支障があり、又はその任に堪えない場合。

(2) 職務上の義務に違反し、その職務を怠った場合。

(3) その他相談員としてふさわしくない行為があった場合。

(指導及び助言)

第10条 市長は、相談員の業務について企画及び調整を行い、その遂行に関して必要な指導及び助言を行うものとする。

(記録及び報告)

第11条 相談員は、活動日誌その他の帳簿を整備し、その活動状況を記録するとともに、その活動記録について障害者福祉相談員活動件数月別集計表(第2号様式)により、上半期及び下半期の終了の翌月の10日までに、市長に報告しなければならない。

(活動手当)

第12条 市長は、相談員に対してその活動に要する費用に充てるため、活動手当として月額2,000円を支給する。

2 市長は、3月及び9月に相談員に活動手当を支給する。

3 市長は、活動手当の支給にあたっては、相談員の各月の初日時点での在任を確認するものとする。

(住所等の変更等)

第13条 相談員は、住所、電話番号等に変更が生じた場合は、住所等変更届

(第3号様式)を速やかに市長に提出するものとする。

2 相談員は、辞任を申し出ようとする場合は、辞任届(第4号様式)を速やかに市長に提出するものとする。

(欠員)

第14条 所長は、相談員に欠員が生じた場合は、速やかに補充の推薦を行うものとする。

(その他の事項)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 8 条関係）（表）

身 分 証 明 書			
氏 名			
住 所			
有効期間	年	月	日から
	年	月	日まで
上記の者は、横須賀市障害者福祉相談員であることを証します。			
		年	月 日
横須賀市長			印

第 1 号様式（第 8 条関係）（裏）

注 意 事 項

- 1 本証は、常時携帯し、調査及び訪問の際、提示しなければならない。
- 2 本証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 3 本証を紛失したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。
- 4 職を辞したときは、速やかに市長に本証を返還しなければならない。

第 3 号様式（第 13 条関係）

住所等変更届

年 月 日		
(あて先) 横須賀市長		
住 所 届出者 氏 名		
届 出 事 項	変 更 前	変 更 後

第 4 号様式（第13条関係）

辞 任 届

年 月 日

（あて先）横須賀市長

住 所

届出者

氏 名

横須賀市障害福祉相談員を次の理由により辞任したいので届けでます。

（理由）